

介護休業取得応援事業を開始します

～ 従業員の介護休業取得を推進する企業を支援！ ～

東京都では、公益財団法人東京しごと財団と連携して、従業員の介護休業取得を推進する企業を支援する事業を **5月15日(水)より** 開始しますのでお知らせします。

本事業では、従業員に連続する31日以上介護休業を取得・復帰させた企業に奨励金を支給することで、介護休業の取得率を高め、就業継続実現を後押しします。

1. 事業の内容 (都内中小企業への奨励金額 50万円)

従業員に連続する31日以上介護休業を取得させるとともに、介護中の雇用を継続する環境整備を行った企業を支援します。

| 対象企業 | 環境整備要件 |
|---|--|
| 以下の従業員が在籍する 都内中小企業等 (従業員要件) 令和元年5月15日以降に 連続する31日以上介護 休業を取得した後、原職等 に復帰し、3か月以上継続 雇用されている、都内在住・ 在勤の従業員がいること。 | 対象企業において、以下の①及び②の取組を実施すること。 ① 育児・介護休業法に定める取組を上回る、以下のいずれかを含む 制度を、令和元年5月15日以降に就業規則に定めること。 (ア 介護休業期間の延長 イ 介護休業の取得回数の上乗せ ウ 介護休暇の取得日数上乗せ エ 時間単位の介護休暇導入) ② テレワーク制度を就業規則に規定していること。 |

※詳細は募集要項をご確認ください。

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

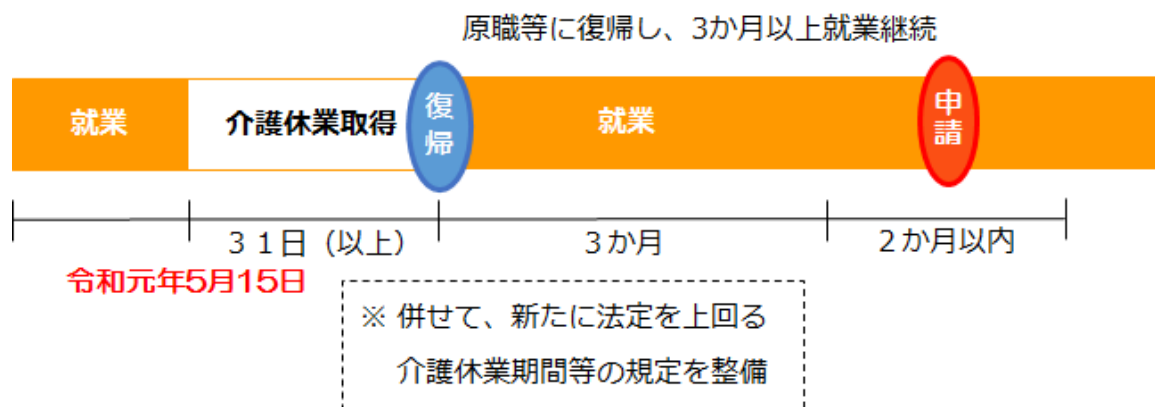
「ダイバーシティ
政策の柱5 誰もが活躍できるまち」

問い合わせ先

産業労働局 雇用就業部 労働環境課
電話：03(5320)4649

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
電話：03(5211)2399

<利用のイメージ例>



2. 申請方法等

【申請受付期間】 令和元年9月17日(火)より受付開始

原職等復帰3か月経過後2ヶ月以内または令和2年3月31日(火)のいずれか早い日

※ 予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了します。

【募集規模】 50件

※ 申請は一事業者につき、今年度中に2回までとします。

【奨励金募集要項および申請様式】

公益財団法人東京しごと財団雇用環境整備課ホームページから、

5月15日以降にダウンロードできます。

奨励金募集要項を確認の上ご申請ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/index.html>



QRコード

【申請書類受付窓口】

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課

所在地：〒101-0065

東京都千代田区西神田三丁目2番1号

住友不動産千代田ファーストビル南館5階

電話番号：03-5211-2399

受付時間：平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く)